

## 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、この基本方針を実現するための体制を構築します。

1. 当社及び当社の役職員は、現在かつ将来にわたり次の①から⑦のいずれにも該当しないことを表明・確約します。

①暴力団

②暴力団員

③元暴力団員（暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者をいう。）

④暴力団準構成員

⑤暴力団関係企業

⑥総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

⑦その他①から⑥に準ずる者

2. 当社及び当社の役職員は、自らまたは第三者を利用し次の①から⑤に該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社・貴殿の信用を毀損し、または貴社・貴殿の業務を妨害する行為

⑤その他①から④に準ずる行為

3. 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。

4. 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

5. 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

6. 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を一切行いません。

7. 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。